

## 1 退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応

## ＜入院中の対応＞

(都道府県知事等(措置権者)による対応)

- 退院後(＝措置解除後)に医療等の継続支援を患者が確実に受けられるようにするため、都道府県知事等による退院後支援の検討のあり方について、どのように考えるか。
  - ・ 対象となる患者の範囲、支援期間、支援内容
  - ・ 調整を要する関係者、調整方法
  - ・ 支援内容の検討、決定の時期

(病院管理者による対応)

- 病院管理者には、退院後支援のための取組として、どのような対応を求めるべきか。  
(医療保護入院においては、病院管理者に退院促進措置として生活環境相談員の選任の義務等が設けられている。)

## ＜措置解除時の対応＞

(病院管理者による対応)

- 病院管理者が、症状消退届を提出する際、院内の多職種による退院後支援の必要性に関するアセスメントを行うことについて、どのように考えるか。
  - ・ アセスメントの対象となる患者の範囲、アセスメントの方法

(都道府県知事等による対応)

- 都道府県知事等が自ら適切な判断を行えるようにするため、精神保健福祉センターの精神科の医師の意見を聴く体制を確保するなどの対応として、具体的にどのような方法が考えられるか。

## 1 退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応(続き)

### <退院後の対応>

- 相談指導の実施主体である保健所設置自治体が、措置権者である都道府県知事等が定めた支援内容に沿って、退院後の支援全体を調整することとしてはどうか。
- 患者が他の自治体に帰住又は支援の期間中に転出する場合に、医療等の支援に必要な情報を当該自治体に提供できるようにすることを通じて、支援の継続を図ることが必要と考えられるが、患者の同意が得られない場合にはどのように対応すべきか。
- 退院後に、患者が通院中断に至る事なく、通院医療等を適切に受けられるようにするためには、どのような仕組みが考えられるか。

## 2 措置入院中の診療内容の充実

- 措置入院中の診療内容をより充実したものとするためには、医療観察法下での対応も参考に、どのような対応が必要と考えられるか。
- 精神科救急の現場で対応が難しい場合としてどのようなケースが考えられるか。  
そのようなケースについて、措置入院先の病院の選定に当たって、どのような対応が考えられるか。
- 医師の養成段階から生涯にわたる医学教育の充実を通じて、地域復帰後の医療等の継続的な支援を企画可能な医師や、薬物使用に関連する精神障害について専門的な医師を育成することについて、どのような取組が考えられるか。

## 3 措置入院の決定から解除に至るまでの関係機関との連携も含めた対応

- 警察官通報を行ったもののうち、緊急措置入院、措置入院につながったものの割合については、自治体における緊急措置・措置診察の決定における運用実態や、その要因を把握し、必要な対応を検討することとしてはどうか。
- 措置入院で対応するべきかどうか判断が困難な事例について、地域の関係機関との連携も含め、どのような対応が可能か。
- 措置決定後の入院先について措置診察を行った指定医の所属病院を避けるという点についての自治体の運用実態を踏まえ、どのような対応を行うことが必要と考えられるか。
- 措置の解除等の際、必要な場合に、保健医療に加えて行う支援として、どのような対応が可能か。

## 4 地域共生社会の推進等

- 差別や偏見のない地域共生社会を推進していくためにはどのような対応が必要と考えられるか。
  - (例)
    - ・ 政府による周知・啓発
    - ・ 障害者理解に関する教育の推進
    - ・ 障害者の地域移行・地域生活の支援 等
- 防犯対策として、9月に発出された通知(「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」)に加え、どのような対応が必要と考えられるか。